

災害・警報発令等による、競技会対応について

競技会会場の気象情報で、暴雨警報が発令した場合

- 午前6時までに解除 → 実施
- 午前9時までに解除 → 解除3時間後に実施
- 午前9時過ぎの解除 → 中止

※ (一社)長崎県水泳連盟主催の競技会については、競技会総務及び常任理事で協議する。また、競技会中に発令した場合や、競技運営に支障が生じた場合も同じとする。

※ 落雷時は、目安として1時間中断をする(屋外大会)。

※ 災害時においては、競技会会場の管理・運営規則に沿うものとする。

※ 大会の順延が可能な場合は、競技会総務から連絡する。

※ 競技会申し込み締切日後の中止の場合、プログラム・記録証は各チームに送付する。個人参加料は返金しないが、リレー種目料・弁当代金は返金する。また、予約したプログラム料金・保険料金等は返金しない。

※ 気象に関する特別警報に関して気象庁より発令または発令が予想される場合は競技会前日までに対応を協議する。気象に関する特別警報は以下の通り

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(気象庁ホームページより)

※ 競技会の中止・順延に関しては、申込責任者へ電話連絡する。また、長崎県水泳連盟ホームページにて発表する。選手・保護者からの個別の問い合わせには応じない。

2018年4月1日

2019年4月1日改